

防火管理者が必要な防火対象物について

札幌市消防局

防火管理制度とは

一定規模以上の建物の、管理権原者（建物の防火管理について責任がある人）*は、防火管理者を選任し、防火管理業務をさせなければなりません。

（※所有者、事業所の経営者、テナント賃借人等）



防火管理者が必要な防火対象物(例)

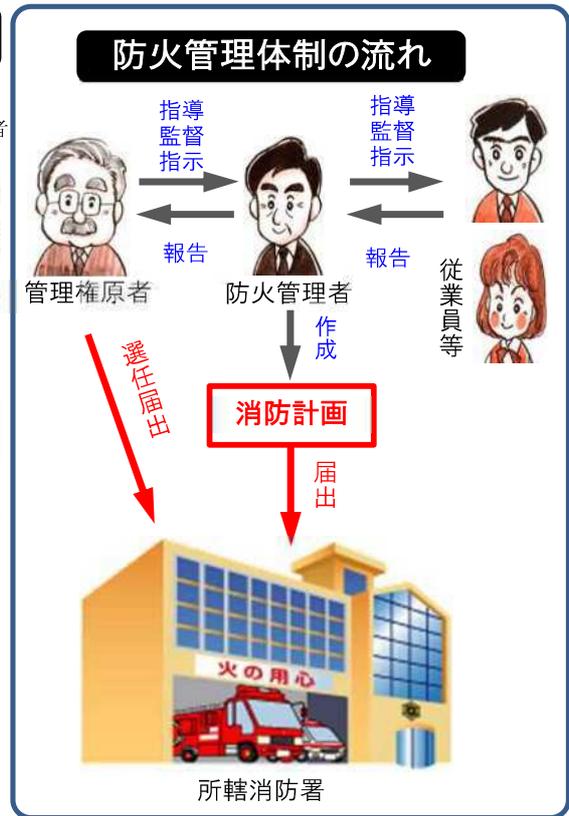
防火対象物の用途	収容人員
養護老人ホーム、救護施設、障害児入所施設等	10人以上
劇場、飲食店、旅館、病院等	30人以上
共同住宅、学校、工場、事務所等	50人以上

注)大規模・高層の建物は防災管理対象物に該当する場合があります。該当するかどうかは所轄する消防署にお問い合わせください。

防火管理者について

防火管理者は防火に係る消防計画を作成し、防火管理上必要な業務をおこなう責任者をいいます。防火管理者になるためには、「従業員等に指示することができる地位であること」と「防火管理講習修了者等」であることが要件となります。

管理権原者は、防火管理者を選任し、「防火管理者選任(解任)届出書」を提出しなければなりません。



よくある質問について Q&A

Q 防火管理者の資格を取得したい場合、どうしたらいいですか？

A 資格を取得するためには、防火管理者講習を受講する必要があります。講習のお申し込みについては、一般財団法人 日本防火・防災協会へお問い合わせください。

※署では講習のお申し込みはできません。

【お問い合わせ先 ～ 一般財団法人 日本防火・防災協会 電話:03-3591-7121】

Q 防火管理者を選任しなかった場合や届出をしないとどうなりますか？

A 防火管理者を選任するよう命令を受ける場合があります。さらに命令を受け、選任しない場合には6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に科せられる場合があります。(消防法第42条第1項第1号)

また、届出をしていない場合は30万円以下の罰金又は拘留に科せられる場合があります。(消防法第44条)

届出等に関するお問い合わせ先

中央消防署予防課 TEL011-215-2120

北消防署予防課 TEL011-737-2100

東消防署予防課 TEL011-781-2100

白石消防署予防課 TEL011-861-2100

厚別消防署予防課 TEL011-892-2100

豊平消防署予防課 TEL011-852-2100

清田消防署予防課 TEL011-883-2100

南消防署予防課 TEL011-581-2100

西消防署予防課 TEL011-667-2100

手稲消防署予防課 TEL011-681-2100